

第26回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和6年1月5日(金) 午後 15 時～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑮(全般的な論点(素案)の説明)	

1 開 会 (午後15時開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑮(全般的な論点(素案)の説明)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第 26 回会議を始めます。

次第の1です。検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換ですが、今日は全般的な論点ということで、清水参事のほうから資料が出ていますので、では、まずその説明をお願いします。

○清水総務局参事

今日は、お手元に配付させていただいて、ちょっと時間が限られるものですから、この資料の中身を説明させていただいて、具体的な意見交換というのは次の会議でできたらと思っております。

今日、全部で18ページの資料をお分けしたんですけれども、1ページから4ページまでは、参考にお手元に報告書の構成案というペーパーを置かせていただいたんですけど、この1ページから4ページに該当するのは、構成案の1枚目のほうの真ん中ら辺の逢初川源頭部及びその周辺区域における土地改変行為、盛土及び検証対象の土地改変行

為に係る主な事業者の行為の概要とか、そこの部分に当たるところでして。これは以前1回お見せしているんですけども、時系列で全体の流れが見えるようにという図が、前回、こう考えているんですけどと言いながらも、なかなかうまく表現ができなかったものですから、結局、今の段階では、この始まりから災害が起こるまでの間で、全体的にぱっと一目で、こんな感じで動いていたところが一目で分かるような、何かそんなイメージの図があったほうが分かりやすいかなというところで、矢印で表すような感じで、実線が法令に基づく手続だとか行政対応としての動きがあった時期で、破線のほうが事業として完了はしていないけれど動きがなかった期間、そういうところを破線で示しているイメージになります。なので、一番上の①区域の盛土行為というところは、盛土自体は2007年ぐらいから本格化して、2012年ぐらいまでは何らかの動きがあったんですけど、その後、盛土行為については大体そのあたりまでやられていたんですけど、その後、具体的な動きがなくて、災害の発生時点までは、たしか完了の届けとかが出ていなかったと思うので、動きがない状態として矢印で示すイメージでどうかなというふうに置いています。

めくっていただいて、具体的にそれぞれの区域の主な対応というのがどうだったかというところを、表側の中にどこの場所かというのを入れながら、年月日と、主な行政対応ということで何があったかというところを、全体で2枚ぐらいに収めるような形で入れることでどうかなと今思っています。まだこれは全部入っていないので、あとちょっと確認しなければいけない部分があるんですけども、こういう形で全体のイメージがつかめるよう、今、入れています。次回のときにはここを、一応、令和3年ぐらいまでの主なところを引っこ抜いてきて、ここに落とし込んだもので御確認をいただいて、意見を伺えたらと思っています。

3ページと4ページが関係者(社)の一覧ということで、前回、福田課長のほうから、過去につくった人物の匿名のA、B、C、D、Eの表記とそれが誰かというところの一覧を頂いたものですから、それをベースに区域ごとにこういう形で落とし込めたら分かりやすいかなとのことで、今ちょっと置かせていただいています。会社の名前だとか、どこまでの事業者を入れたりとか、あと、個人の名称も、どこまでの人をここに入れるかは、行政対応検証委員会の報告書とも見比べながら決めていくような形になるのかなと思っているんですけども。あと、「当該区域における関係」という欄については、また皆さんに御確認をいただいて、この人はこういうほうがいいんじゃないのかななどの御意見をいただければ、それを反映するような形で入れたほうがいいのかと思っています。

前段部分が以上で、5ページから18ページが、今まで各法令についての事実関係だとかそれを踏まえた考察、あとは再発防止策というところを意見交換してきたんですけども、この5ページ以降については、9月の常任委員会で全般的な論点ということで示した部分があって、それをちょっと、全般的というところで、考察と、あと再発防止策というところを入れ込んでいかなくはならないんですけども、そこに至る前段として、やっぱり事実関係として、前段では各法令についての事実関係というのを入れています。この全般的な部分については、源頭部の盛土行為も含めて、あと、関係法令。ただ、土採取等については、なかなか横と比べるとというのは少し難しい部分があるかなというこ

とで、土採取を除いた関係5法令についての主な事実関係を盛土行為の手續の中にクロスして入れ込むような形にしてみました。これはまた後で御確認いただけたらと思うんですけれども、こういった①から⑥までで行われた行政対応とか事業者の対応の事実関係を踏まえて、一応、導き出される論点として、14ページの最下段にまとめさせていただいているんですが、14ページの一番下の③となっているのは、②の誤りです。申し訳ありません。この②については、9月の常任委員会で全般的な論点ということで示した論点を入れさせていただいています。①については、9月のときにはなかったんですけれども、この①から⑥までの事実関係をつらつらと並べておきつつ、特別委員会の提言の中で、県所管の法令が適正に運用されていけば土砂災害は発生しなかったのではないかとの観点では、十分な検証がされていないというような御提言もあったものですから、個別の法令については当然検証するんですけれども、関係法令をクロスして検証する必要があるかどうかとの観点でも一旦見ておく必要があり、①として、④、⑤、⑥区域における土地改変行為に対する県の行政対応と①区域の盛土行為に相互に関連があるかとか、あとは④、⑤、⑥区域に係る行政対応は相互に関連する部分があるのかどうか、そういった論点もあったほうがいいのかなどと思ったので、9月のときにはなかったんですけれども、この全般的なところを検証するに当たっての視点として、ちょっと今、入れて見えています。なので、これが必要かどうかはまた御意見をいただけたらと思っているんですけれども。

それを踏まえて、15ページ以降に論点の考察と再発防止策ということで入れさせていただいているのですが、(1)として、ちょっと追加した論点ということで、①区域と④から⑥区域の関連だとか、④、⑤、⑥の関連についての論点で、さきにまとめた事実関係の中から、ここから先はちょっと読ませていただくんですが、確認・判明した事実関係で、①区域における盛土行為が本格化したのは2007年の4月以降であるというところ。あと、2ポツ目は事実関係にはないかもしれないんですけれども、⑤区域における宅地造成については、ここは完了した年月日を確認しなくてはいけないんですが、イメージとしては、盛土行為が本格化する前に終わっている状況を事実として入れられたらなと思っている。あと、3ポツ目として、今度は、源頭部北側区域の都市計画法違反による開発行為については、2005年の6月に防災措置が完了している事実を入れるというところ。あとは、④区域について、C、D、E工区についてですが、CとEについては、完了の時期を確認しなくてはいけないんですが、いつまでに終わっているよというところと、あと、D工区については未完了の状態を事実としてお見せするというところ、あと、1個、⑥区域については事実関係が漏れてしまっているものですから、⑥区域については、こういう場所ですよ、こういうことが行われた場所ですよということと、これについてはまだ解決していないことを事実関係として入れるようなイメージかなと思っています。

それを踏まえて、考察として、まず最初に、④、⑤、⑥区域と①区域との相互の関連で、まず、⑤区域については、盛土行為が本格化する前に既に完了しているものですから、この⑤区域の宅地造成に係る行政対応については、①区域の盛土とは関連しないと考えられますよというところですよ。

あと、先に⑥区域になってしまっているんですけど、⑥区域の土地改変行為について

は、解体工事によって発生した産業廃棄物の不適正な保管、もしくは、これは埋め立てられた以降の話があるので、不適正な処分ということになるものですから、⑥区域における盛土行為に直接関連するものではないと考えられますよということと、あとは、もう1つは、特別委員会の提言の中に、⑥区域の産業廃棄物というのが源頭部周辺区域の廃棄物の搬入を誘引したんじゃないかみたいなところがあったものですから、事実関係には何も記載がないんですけれども、誘発したかどうかというところの検証は難しいことも入れたほうがいいのかなと思って、今、入れている状態であります。

あと、④区域の宅地造成につきましては、まず1点、C工区の開発許可と、あと、D工区の林地開発許可の申請内容については、これもどこまで書けるのかというのが、皆さんの御意見をお伺いしたい。今ここに書いてあるように認識しているわけではないですが、こういうふうに書くことができるかどうかの意見を伺えたらということも踏まえて、現時点でそれぞれの申請内容を見ても適正であるということが確認できるよということと、あと、ここには書いていないんですけれども、あとは、C工区に係る県の行政対応というのは開発許可の申請の審査までで、あと、D工区については、①区域の盛土箇所からは地理的に離れているので、これらの工区に係る県の行政対応については①区域における盛土行為に関連するものではないんじゃないかとの形で書けるかどうか考えています。あと、追加の記載として、D工区については、防災工事が完了しないまま放置されているような状態で、現時点でも事業が完了していないので、適正な状況かと言われると、ここもどう書くかぶりになるかはありますが、適正な状況とは言えない部分があるのですが、実際に大雨が降ったときに、現地を赴いて水の流れの状況を確認した上で、このD工区の表流水が逢初川源頭部のほうに流れる状況ではないことを確認している。この案には「直接の関連はない」というところまで書いてあるんですけれども、そこまで言えるかどうか、なかなか難しいかなというところで、「流れる状況ではないことを確認している」とどめるぐらいのほうがいいかもしれないなど、皆さんにお送りした後に思ったところでございます。

以上が④、⑤、⑥と①区域の関係の話で、16 ページが、今度は④、⑤、⑥区域の相互の関連で、これについても、⑤区域の宅地造成自身が、逢初川源頭部の周辺区域における最初の土地改変行為ということになるものですから、④と⑥には直接関連はないんじゃないか考えられますよということと、あとは、⑥区域については、先ほども御説明したんですけれども、産廃の不適正な保管であつたりだとか、不適正な処分についての関係になるものですから、⑤と⑥の宅地造成というところには直接関係しないんじゃないかとの考察を今、置いています。

あと、これ以降については、本当にこのように言えるのかどうかや、この記述が必要かどうかも皆さんに御意見を伺えたらとの趣旨でここに入れさせていただいています。

まず、上から3ポツ目の④区域の宅地造成のうち、これもここまで言えるかどうかというところがあり、こういうふうに言えるなら、こういうふうに書くこともあり得るかもしれないと置いてあるんですが、そのあたりを確認できたらという趣旨で入れさせていただいています。なので、C工区の開発許可の申請内容については、排水関係も含めて、現時点で見ても適正なものなので、⑤区域の宅造に係る行政対応に影響するものではない

んじゃないかという書きぶりに今なっています。

次の4ポツ目が、今度は④区域のD工区とE工区についてですが、これについては、⑤区域を経由して鳴沢川のほうに排水するというような形になるものですから、このDとEに係る開発許可申請自体は、市の行政対応に係るものになるんですけれども、D工区については林地開発許可申請が関係してくるものですから、実際に行政対応を確認した中では、D工区からの排水については、市の都市計画法の審査の中で確認しているというようなところを確認するにとどまっている状況があるので、そこを改めて確認する余地もあったのではないかということで、これは森林法の対応の考察のほうにも同じような内容の部分が、少し書きぶりは考えなくてはいけませんけれども、こちらのほうでも再掲というような形で挙げてもいいのかなと思います、今、入れています。

次の最後の上から5ポツ目については、これは、D工区とE工区の開発行為の許可自体は18年度に行われていて、この開発行為の申請に対して、市から県のほうに相談がされたという記録はないんですけれども、聞き取り調査の中では、ちょっと県に相談もしにくい面もあったというようなことがあったものですから、18年度が権限移譲の初年度だったので、市に寄り添った対応を取る余地もあったかもしれないねというところをここに、たしか都計法のほうでも同じようなところがあり、再掲の形で場合によっては入れることもあるのかなとおもい、現状、意見を伺いたく入れさせていただいています。

これが最初の論点の考察になりまして、次に、(2)で、9月の常任委員会でお示していた論点で、県の関係機関の連携が適切に行われていたのかとのところで、判明した事実関係で、まず1点挙げているのが、盛土行為が本格化した直後の2007年4月25日に逢初川からの泥水による伊豆山港内の汚濁というのが発生していて、その汚濁を確認した後に逢初川上流部の現地確認をして、宅地造成が行われていて、泥水の発生源はこの造成地内の谷部分じゃないかというようなところの現地調査の結果があったので、そういうことをやっているよというところを書きつつ、17ページの1つ目のポツで、ただ、残存する公文書を見る限りは、2007年4月の伊豆山港と逢初川上流部の現地調査の結果の情報については、熱海土木の覆面が回っている担当課内での共有にとどまっているように見受けられるものですから、熱海土木事務所内であるとか本庁の関係課には共有されたことは確認できなかったというような形で、今、書いています。

あと、上から2ポツ目の事実関係として、この濁りが発生した1か月後ぐらいに、県の東部農林と市が林地開発許可違反を確認しているものですから、そこを事実関係として入れています。その心は、共有されていればこの林地開発許可の違反ももっと早く発見できたかもしれないことが含みとしてはあるんですけれども。

あと、3ポツ目としては、今度は④区域のD工区の林地開発許可違反への対応について、県東部農林と熱海市の間では、経緯を踏まえれば、情報共有等をするのは必然というところもあります。県東部農林と熱海市が情報共有等を行って、連携して対応している状況というのがありましたよというところを入れています。

あと、2007年4月の伊豆山港の濁りとの対比で、2009年10月に発生した濁りの現地確認の結果については、こちらのほうについては、熱海土木事務所の中だけではなく、県東部農林、あとは熱海市にも共有されて、3者で今後の対応についての協議が行わ

れているというような状況がありますよというところ。

あと、廃棄物関係ということで、県の東部健康福祉センターが、熱海市からの通報によって、⑥区域に搬入された解体廃棄物であるとか、あとは①区域に搬入された木くず混じりの土砂を認識しているということで、これは、東部健福と熱海市が情報共有、連携をしながら取り組んでいる事実としてこの記載をするイメージであります。

この東部健福の案件では、もう1つ書き漏らしたと思ったのが、東部健福においては、①、④のD工区であるとか、⑥区域の現地に定期的に赴いて確認をしているという事実もあるので、それは入れたほうがいいかなと思っています。その事実を入れる目的の1つとしては、この東部健福が確認した事実関係については、共有されているものは共有されているんですけども、共有されていない部分もあるものですから、そこの関連づけも含めて、事実関係としてあったほうがいいのかなというふうに思っています。

それを踏まえた考察ということで、これは1ポツ目にこういう記述を入れたほうがいいのかどうなのかとちょっと判断がつかなかったものですから、入れさせていただいたんですが、この関係については、盛土の関係でもそうだったんですけども、情報共有、連携が図られている場面がある一方で、動き始めた当初であるとか、コアな部分を抜けて動きが停滞してきたところの部分では、情報共有や連携が鈍いようなところもあるものですから、それを一番最初の認識として入れつつ、「具体的には次のとおり」みたいな、そういった導入部分の記述があったほうが説明しやすいのかなと思っておりますが、こういった記述が必要かどうかについても御意見を伺えたらと思っています。

考察の1つ目としては、2009年10月の濁りについては、ちゃんと情報共有されて、その後の対応についても協議がされているよというところを入れつつ、ただ、一方で、2007年4月の濁りについては共有はされていなかったよというところ。ただ、この濁りについては、盛土行為が本格化した初期に発生したもので、様々な問題が顕在化する以前なものですから、やむを得ない面があるのかもしれないなと思ったので、そのあたりの認識も入れつつ、ただ、そうは言っても、2009年10月の濁りと同じような形で関係機関間で情報共有されていれば、この盛土行為の早い段階において事業者を牽制し得る余地もあつたのではなかろうかというようなことが考察としては言えるかもしれないなどのことで、今、そういう形で置かせていただいています。

あと、17 ページの一番下の部分につきましては、これはD工区の関係なんですけれども、 との連絡が取れなくなった時期以降で、県東部健福が現地確認を行ったときに、このD工区に土砂が持ち込まれたことを東部健福としては確認をしているんですが、その情報については東部農林のほうに共有されていない事実があるものから、仮に共有されていれば、 を捕捉できた可能性もある。これは絶対ではないんですけども、そういった可能性があるねということで、この情報だけじゃなくて、現地調査によって把握した情報については関係者間で共有してもよかったのではないかと、そういった意味で入れさせていただいています。これを入れさせていただいたのは、それよりも以前は、東部健福と東部農林の間で連携して対応していた時期もあるものから、そのような過去の経緯があれば、動きはなくなっているかもしれないけど、見に行ったらこういう感じだったよというような、そんな形で相互に情報を共有するということがあつ

てもよかったかなということから書いている形になります。

この事実関係を踏まえた再発防止に向けた対策として、今、1ポツしか書いていなくて、この部分は2ポツぐらいかなと思っていますが、まず前段の各区域との関連だとか、④⑤、⑥と①区域の関連の部分については、基本的には相互に関連ということはないのかなということで、その部分については、全般的な論点というところで再発防止に向けた対策はなくてもいいのか、再発防止に向けた対策については各法令の対策の中で盛り込まれているので、ここには書かなくてもいいのかなと、今、入っていない状態です。この再発防止に向けた対策ということで入れたほうがいいのかと考えているのが、やっぱり情報共有と連携の部分で、1ポツ目が、関係機関で意味のあるとか、のべつ幕なしの情報提供をされても困ってしまうと思いますから、意味のある情報提供を行うためには、それぞれの機関がどういった懸案を抱えているのか。イメージとしては、現場を抱えているイメージであります。抱えている現場でどういう原因があるのかを、それぞれ関係するところ、同じ区域を管轄する関係機関が把握していることが重要と考えられます。盛土については、地域部会があって情報を共有する仕組みが設けられていますが、それ以外の部分で、必ずしも地域部会みたいな組織をつくるということではなくて、年度当初等の一定のタイミングで、各事務所において懸案事項を共有する場を検討する余地もあるということで入れさせていただいています。今、関係する事務所間の話だったんですが、あと、それぞれの事務所内の話で、その事務所ではほかの課がどういった懸案を抱えているかを相互に共有することも必要だと思われるので、そういった情報を相互に共有する取組も検討する余地があるのではないかと。例えば、四半期ごとに事務所内の次長を頭にした課長会議みたいなものをセッティングして、懸案なり、懸案の進捗みたいなものを共有するという仕組みがあってもいいのかなということも、対策として盛り込むよう、今考えています。

以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございます。

今日は時間がないので、今日は説明までで、次回、これについて意見交換をやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今日のところはここまで。

次第の2、その他ですけれども、何かその他、ありますでしょうか。特にないですか。

○清水総務局参事

私はないです。

○内藤総務局長

次第の3、次回の会議について。清水さん、お願いします。

○清水総務局参事

来週の火曜日の1時 15 分から。一応、議題としては、この全般。

○内藤総務局長

この意見交換。

○清水総務局参事

意見交換と、あと、砂防法の4回目と、あと、都市計画法もできればいきたいなと思っています。

○内藤総務局長

そこまでですかね。

○清水総務局参事

そうですね。はい。

○内藤総務局長

今日は時間がなくて申し訳ないですけども、休み明けにまた意見交換ということでよろしくをお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

実質、あしたなんですよ。

○清水総務局参事

そうです。実質、あしたです。

○内藤総務局長

3連休。

○清水総務局参事

実質、あしたです。連日です。休み明けって9日ですよ。9日と、あと、10日に日程をいただいているので、10日には廃棄物処理法の関係をとっています。

○内藤総務局長

そうですね。

今日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。